

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

平成24年10月24日付け原告ら「求釈明申立書」に対する回答

平成25年1月17日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

糺

軌



外13名

原告らの平成24年10月24日付け「求釈明申立書」における求釈明事項については、第5回口頭弁論期日（平成24年8月2日）において、原告ら代理人が口頭で釈明を求めた事項が書面として提出されたものと認識している。

上記求釈明事項に対し、被告は、上記口頭弁論期日でも口頭で言及したところであるが、平成24年12月20日、地震及び津波に係る対策の方針を公表していることから、改めて、下記のとおり回答する。

1 「釈明を求める事項（1）」について

被告は、平成24年12月20日に原子力規制委員会に報告したとおり、同委員会における地震に関わる新安全設計基準の検討の動向及び今後の内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の追加検討を踏まえ、本件原子力発電所で想定すべき地震動について検討を行い、同発電所への影響に関する評価を進め、評価結果を取りまとめて、平成25年度上期を目途に、同委員会へ報告することとしている。

2 「釈明を求める事項（2）」について

被告は、平成24年12月20日に公表したとおり、同年8月に公表された内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第二次報告について、津波高等の推計に関するデータ提供を受け、同検討会の津波断層モデルを用いた津波のシミュレーションを行い、また、このシミュレーションにより津波が本件原子力発電所に与える影響を確認している。ちなみに、この評価の結果、現在進めている津波対策により、原子炉を速やかに冷温停止できることを確認している。

3 「釈明を求める事項（3）」について

回答しない。

以上